

豊岡市設計違算に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊岡市が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）において、設計違算が生じた場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において設計違算とは、金入設計書を確認しなければ判明しない設計金額の誤りをいい、金抜設計書に記載の積算数量と図面等との不整合は含まないものとする。

(開札前の対応)

第3条 入札公告又は指名通知を行った後、開札するまでの間に設計違算があることが判明した場合は、当該入札を中止するものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該設計違算を訂正した場合において、入札参加資格要件に変更が生じないとき。
- (2) 当該設計違算の積算上の取扱いを入札参加者に周知することにより、入札の公平性が確保できると認められるとき。

(落札決定前の対応)

第4条 開札後、落札者を決定するまでの間に設計違算があることが判明した場合は、当該入札を中止するものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該設計違算を訂正した場合において、入札参加資格要件に変更が生じないとき。
- (2) 当該設計違算を訂正した場合において、落札者の決定に変更が生じないとき。

(契約締結前の対応)

第5条 落札者を決定した後、当該入札に係る契約を締結するまでの間に設計違算があることが判明した場合は、当該落札者決定を取り消すものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該設計違算を訂正した場合において、入札参加資格要件に変更が生じないとき。
- (2) 当該設計違算を訂正した場合において、落札者の決定に変更が生じないとき。

(契約締結後の対応)

第6条 当該入札に係る契約を締結した後に、設計違算があることが判明した場合は、原則として当該契約を継続するものとする。

(公表)

第7条 次のいずれかに該当する場合は、豊岡市事務処理誤り等の公表に関する要綱に基づき必要な措置をとるものとする。

- (1) 第5条の規定により、落札者決定を取り消したとき。
- (2) 設計違算に起因して、本来落札者となるべき者以外の者と契約を締結したことが判明したとき。

(準用)

第8条 第3条から前条までの規定は、予定価格、最低制限価格、調査基準価格及び調査最低制限価格の設定の誤りについて準用する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、特に必要がある場合は、豊岡市入札参加者審査会において、その取扱いを決定するものとする。

附 則

この要領は、令和6年12月1日から施行する。